

1 審査会の結論

○年○月○日に提出された「緊急申入書」において、公立大学法人島根県立大学理事長（以下「実施機関」という。）が審査請求人を本人とする個人情報に該当しないとして非開示とした決定については、原処分を取り消し、改めて開示決定等を行うべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和3年8月12日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件開示請求に係る個人情報の内容は、「○年○月○日に、島根県立大学○○○○○○○○○○から清原理事長・○○○○○○○・○○○○○○○宛に提出された「緊急申入書」のうち、私の個人情報に関わる箇所」であった。

(3) この請求に対して実施機関は、令和3年8月24日付けで以下のとおり決定を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

○年○月○日に島根県立大学○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○から清原理事長・○○○○○○○・○○○○○○○宛に提出された「緊急申入書」のうち、あなたの個人情報に関わる箇所

イ 決定内容

非開示決定

ウ 開示しない理由

「緊急申入書」にあなたの氏名、住所、その他のあなたを識別することができる情報の記載は認められず、あなたを本人とする保有個人情報に該当しないため。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として令和3年9月16日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年2月18日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

個人情報非開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 「緊急申入書」を提出したほぼ同時期にあたる○年○月○日に清原正義理事長宛に、○○○○の診断を受けたこと等を記載した「安全配慮に関する要望書」を医師の診断書（○○○○であることを明記）とともに提出している。

実施機関は、「緊急申入書」のみを参照し、上記「安全配慮に関する要望書」と、それに添付された「診断書」記載の私の個人情報を照合しないまま、「緊急申入書」記載の私の健康に関する情報等の個人情報該当性を否定して、非開示決定処分に至ったと思慮される。

イ 私は、組合が貴職宛てに提出した○年○月○日付「緊急申入書」、私が○年○月○日付で貴職宛てに提出した「安全配慮に関する要望書」ならびにそれに添付され

である。

当審査会において見分したところ、「緊急申入書」には、組合員の複数名が業務上のトラブルにより身体の不調を訴え、職務の遂行に支障をきたしている状況であること、事業主の法的義務である安全配慮義務を履行すること等が記載されていることが確認できた。

実施機関は、「緊急申入書」に記載されている情報は、審査請求人を本人とする個人情報に該当しないとして非開示としていることから、当審査会においては、「緊急申入書」に記載された情報が審査請求人を本人とする個人情報に該当するか否かについて判断することとする。

(2) 条例第2条第1号について

条例第2条第1号において、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）と規定されている。

本号の「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

また、本号の「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

「他の情報」には、公知（周知）の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれ、「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。

(3) 審査請求人本人の個人情報該当性について

審査請求人は、「緊急申入書」、「安全配慮に関する要望書」ならびにそれに添付された「診断書」がほぼ同時期に提出されたことから、「緊急申入書」記載情報についての私の個人識別性は明白であると主張している。

一方、実施機関は、「緊急申入書」以前に同様の診断書を提出した職員は審査請求人だけではないことから、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められないと説明している。

上記(1)のとおり、当審査会において「緊急申入書」を見分したところ、「緊急申入書」には、組合員が業務上のトラブルにより身体の不調を訴え、職務の遂行に支障をきたしている状況であることに加え、具体的な診断名等が記載されていることが確認できた。

これらの記載を審査請求人から実施機関へ提出された「安全配慮に関する要望書」及びこれに添付された「診断書」と照合することにより、「緊急申入書」に記載された審査請求人の体調等に関する情報は、審査請求人本人に関する情報と識別できるものと認められる。

また、○年○月○日付けで実施機関から○○○○○○○○○○○○に提出された「緊急申入書に対する回答」を見分したところ、実施機関は事案の当事者を把握した上で回答を行ったものと思料される。

したがって、「緊急申入書」に記載された情報のうち、審査請求人の体調等に関する部分は、他の情報と照合することにより審査請求人を識別することができる情報であると認められ、審査請求人を本人とする個人情報に該当する。

(4) 審査会委員の除斥について

当審査会のマユアキ委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第46号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 2月18日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 4年 3月24日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 4月15日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 5月19日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 6月23日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 4年 8月26日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 4年10月 6日 (審査会第6回目)	審議
令和 4年11月18日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会 (~R4.10.2)
熊谷 優花	弁護士	第2部会 (R4.10.3~)

※本件諮問案件については、マユーあき委員は審議に参加していない。